

公益社団法人日本キャンプ協会 正会員候補者推薦規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本キャンプ協会（以下、本会という）定款第5条第1項第1号の正会員の候補者の推薦に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（正会員候補者）

第2条 正会員候補者は次の各号に定めるものとする。

- （1）都道府県キャンプ協会の代表者
- （2）都道府県キャンプ協会で構成される全国6ブロックの代表者
- （3）第7条第4項に定める個人普通会員
- 2 都道府県キャンプ協会で構成される全国6ブロックは各々候補者1名を推薦する。
- 3 候補者である代表者は、各団体の代表者に限定するものではない。
- 4 第1項第3号に定める候補者は、本会事務局が推薦する。
- 5 第2項に基づく候補者がいない場合は、本会事務局が候補者を推薦できるものとする。

（正会員候補者推薦委員会）

第3条 正会員候補者の選考は、正会員候補者選考委員会（以下、委員会という）を組織して行う。

（正会員候補者推薦委員会の構成）

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

- （1）正会員 2名
- （2）監事 1名
- （3）外部委員 1名
- （4）事務局長

（正会員候補者推薦委員の委嘱）

第5条 委員会の委員は、会長が委嘱する。

- 2 正会員候補者推薦委員のうち、外部委員は次の事項に定める条件を備えた者とする。
 - （1）法人の運営管理に携わった経験のある者
 - （2）本会の成り立ち、活動を理解している者

（正会員候補者推薦委員会の運営）

第6条 委員会は、理事会から独立した諮問機関として、正会員候補者の資質及び能力を適切に確認・判断し、多様な意見を反映することができる組織の実現を図ることを任務とする。

- 2 委員会の委員の任期は、次期の委員が委嘱されるまでとする。
- 3 委員会は、会長が招集する。
- 4 委員会を招集するには、会長は、委員会の日々の1週間前までに、各委員に対して、書面又は電磁的方

法によりその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 5 委員会は、委任状及び代理出席は認めない。
- 6 委員会の議長は、当該委員会において委員の中から互選する。
- 7 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 8 委員に欠員が生じた場合は、会長が遅滞なく後任者を委嘱する。

（正会員候補者の推薦基準）

第7条 委員会は、正会員候補者を選考するにあたり、次の各号に定める基準を尊重しなければならない。

- 2 都道府県キャンプ協会から選出される候補者は、原則、各都道府県キャンプ協会の総会で承認された者であること。
- 3 6ブロックから推薦される候補者は、本会の定時社員総会開催日において65歳を超えないこと。ただし、特別の理由のある場合は、70歳を上限とすることができる。
- 4 上記以外の推薦は、本会の目的・活動等を理解し、キャンプ又はそれ以外の野外活動、経営全般、法律、会計、財務、国際等の分野において、専門的な知識又は経験を有するとともに、遵法精神に富んでいる個人の普通会員を正会員候補者として推薦することができる。
- 5 事務局は6ブロックからの推薦者並びに前項に基づく候補者を委員会に上程する。
- 6 正会員候補者推薦書の提出締め切り日は、4月末日とする。

（正会員候補者名簿の作成）

第8条 委員会は、候補者案を協議の後、正会員候補者名簿を作成し、理事会に提出する。

（正会員の承認）

第9条 理事会は、前条の名簿に基づき、正会員の承認案を諮る。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年3月11日から施行する。

この規程は、2024年5月24日から施行する。

この規程は、2025年5月23日から施行する。